

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	環境政策課
根拠法令等	・土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年4月24日公布、平成22年4月1日施行)
【改正の概要】 制度の新設による改正 <ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌処理業の許可更新申請手数料 224,000 円 (改正法第 22 条第 4 項の規定による申請) ・汚染土壌処理業の変更許可申請手数料 222,000 円 (改正法第 23 条第 1 項の規定による申請) <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌処理業の許可の申請手数料 240,000 円 (平成 21 年 10 月 16 日公布) 	
施行日	平成 22 年 4 月 1 日
【その他参考事項】 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）[改正後] （汚染土壌処理業） 第 22 条 汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、（中略）当該汚染土壌処理施設の所在地を所轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 （省略） 3 （省略） 4 第 1 項の許可は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 （変更の許可等） 第 23 条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第 2 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の変更をしようとするときは、（中略）、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 21 年政令第 245 号） （施行期日） <u>土壌汚染対策法の一部を改正する法律(附則第 1 条ただし書に規定する規定を除く。)</u> の施行期日は、 <u>平成 22 年 4 月 1 日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成 21 年 10 月 23 日とする。</u> 土壌汚染対策法の一部改正について 1 改正の趣旨 汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、土壌汚染の状況把握のための制度の拡充等の措置を講ずる。 2 改正の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染の状況把握のための制度拡充 面積が一定規模（3,000 ㎡）以上の土地の形質変更を行う際の知事への届出 土地の所有者等が自主調査によって土壌汚染を発見した場合、知事に対する要措置区域等への指定申請 ・ 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化 土壌の汚染状態による要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定及び区域ごとに講ずべき措置の指示 ・ 汚染土壌の適正処理の確保 汚染土壌を要措置区域外へ搬出しようとする者に対する知事への事前届出等の義務付け <hr/> 汚染土壌処理業に係る許可制度の新設	